⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A not come under Article 3 and 4 of the Regulation concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,

B have the Grade A, Grade B, Grade C or Grade D qualification during fiscal 2012 in the Kanto・Koshinetsu area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, or in tenders by Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,

C prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,

D meet the qualification requirements which Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization may specify in accordance with Article 5 of the Regulation Concerning the Contract for Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization,

E not be currently under a suspension of business order as instructed by Director General, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization.

⑺ Time limit of tender : 5 : 00 PM 16, May, 2012

⑻ Contact point for the notice : Masaaki Hirose, Contracts Unit 2, Contracts Division, Financial Department, Inter-University Research Institute Corporation High Energy Accelerator Research Organization, 1―1 Oho Tsukuba-shi 305―0801 Japan, TEL 029―864―5166

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年3月26日

沖縄振興開発金融公庫
会計役　中今　　完

◎調達機関番号　119　◎所在地番号　47

1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　『顧客管理システム』開発契約（プログラム構造設計～結合テスト工程）　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書等による。
⑷　履行期間　平成24年５月17日より平成24年７月31日までとする。
⑸　履行場所　沖縄振興開発金融公庫本店
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格等
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において平成22・23・24年度「役務の提供」に係る競争参加資格の認定を受けており、九州・沖縄地域において「A」等級に格付けされた者であること。
⑶　当公庫の定める仕様書等の要求を全て満たすこと。
⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
⑸　個人情報保護に関する取組みについて、当公庫が定める必要条件を満たしていること。
⑹　入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を作成して提出すること。提出された書類は当公庫において審査するものとし、合格した者のみ競争参加資格を有する者とする。
3　入札参加申請期間　平成24年３月26日から平成24年４月19日17時00分
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先　〒900―8520 沖縄県那覇市おもろまち１―２―26　沖縄振興開発金融公庫庶務部庶務課　高良　直樹　電話098―941―1700
⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法　本公告の日から上記４⑴の場所にて交付する。
⑶　入札・開札の日時及び場所　平成24年５月16日11時00分　沖縄振興開発金融公庫本店５階会議室
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、会計役から入札説明書に定める要件・書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予定価格以下で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Contracting entity : Kan NAKAIMA, Authorized Contract Person, The Okinawa Development Finance Corporation (ODFC).
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Development support contract of the Customers management system for Okinawa Development Finance Corporation 1 set.
⑷　Fulfillment period : By 31 July 2012
⑸　Fulfillment place : Main Office, The Okinawa Development Finance Corporation
⑹　Date and time for tender : 11 : 00 AM 16 May 2012
⑺　Contact point for the notice : Naoki TAKARA, General Service Division, General Service Department, Main Office, The Okinawa Development Finance Corporation, 1―2―26 Omoromachi, Naha City, Okinawa, 900―8520, Japan. TEL 098―941―1700

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年3月26日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
東日本貯金事務計算センター所長
後藤　卓夫

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　12

1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入品名及び数量　東日本貯金事務計算センターで使用する電気　予定29,463,000kWh
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　供給期間　平成24年７月１日から平成25年６月30日まで
⑸　需要場所　株式会社ゆうちょ銀行東日本貯金事務計算センター
⑹　入札・開札の日時及び場所　平成24年５月23日午後２時　株式会社ゆうちょ銀行東日本貯金事務計算センター会議室
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者